

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人九州経済調査協会(以下「本協会」という)定款第35条の規定に基づき、常勤役員の報酬の支給について定める。

(役員報酬の意義)

第2条 この規程における役員報酬は、本協会が役員に対し、役員としての職務執行の対価として支払うものをいう。

(決定機関)

第3条 理事長は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、理事会の議決を経て、役員に報酬を支給する。

(報酬の種類)

第4条 役員報酬は、年俸とし、年俸額を12分割した額を毎月支払う。

- 2 年俸額は、国公立大学の学長や理事及び他の類似団体の常勤役員等の事項を勘案し、役員の職位ごとに決定する。

理事長 年俸 15,000,000 円までの範囲内

常務理事 年俸 12,000,000 円までの範囲内

(通勤手当)

第5条 役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(役員報酬の支給と控除)

第6条 役員報酬は、職員給与の支給日に支給する。

- 2 所得税、社会保険料等及び控除することについて、本人から申出のあった立替金、積立金、貸付金等は、毎月の役員報酬から控除する。
- 3 月の途中で役員に就任したとき、または月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、役員報酬は日割計算で行なうものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則 この規程は、公益財団法人九州経済調査協会の設立の登記の日から施行する。